

第39号議案 指定管理者の指定 および

第40号議案 指定管理者の指定 について

1. 管理を行わせる施設

	名称	所在地
1	品川区立荏原図書館	品川区中延一丁目9番15号
2	品川区立ゆたか図書館	品川区豊町一丁目17番7号
3	品川区立源氏前図書館	品川区中延四丁目14番17号
4	品川区立大井図書館	品川区大井五丁目19番14号
5	品川区立南大井図書館	品川区南大井三丁目7番13号
6	品川区立八潮図書館	品川区八潮五丁目10番27号
7	品川区立五反田図書館	品川区西五反田六丁目5番1号
8	品川区立大崎図書館 ※1	品川区大崎二丁目4番8号
9	品川区立大崎図書館分館 ※2	品川区大崎三丁目12番22号
10	品川区立二葉図書館	品川区二葉一丁目4番25号

※1 大崎図書館については平成30年6月1日に現在建設中の複合施設2階（品川区北品川五丁目2番1号）に移転する予定である。

※2 大崎図書館分館については平成31年1月25日に芳水小学校地下1階（品川区大崎三丁目12番22号）に開設する予定である。

2 選定の経過

品川区立図書館指定管理者候補者選定委員会において、「品川区立図書館指定管理者候補者選定基準および審査項目」に基づき、次の3グループの事業者を選定した。

Aグループ（荏原図書館、ゆたか図書館、源氏前図書館）

Bグループ（大井図書館、南大井図書館、八潮図書館）

Cグループ（五反田図書館、大崎図書館、大崎図書館分館、二葉図書館）

3 選定事業者

選定委員会での選定の結果、A・B・Cグループについて次の事業者を候補者として選定した。

(1) Aグループ

ア 名称 しながわTRC・リディアグループ（共同事業体）

イ 構成団体 代表団体 株式会社図書館流通センター
構成団体 特定非営利活動法人リディア

(2) Bグループ

名称 株式会社ヴィアックス

(3) Cグループ

- ア 名称 しながわTRC・リディアグループ（共同事業体）
- イ 構成団体 代表団体 株式会社図書館流通センター
構成団体 特定非営利活動法人リディア

4 指定期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで（5年間）

（品川区立大崎図書館分館は、平成31年1月25日から平成35年3月31日まで）

5 候補者の選定について

「品川区の指定管理者制度活用に係わる基本方針」により、指定管理者候補者の選定にあたっては、公募型プロポーザル方式とした。

6 募集および審査の経緯

(1) 募集手続きの経緯

- ア 募集に関する周知期間
平成29年11月1日から平成29年11月14日正午まで
（品川区ホームページ上による募集）
- イ 指定管理者指定申請書の受理
平成29年11月30日午前9時～午後4時まで
（申請事業者は4団体）

(2) 審査の経緯

品川区立図書館指定管理者候補者選定委員会において、「品川区立図書館指定管理者候補者選定基準および審査項目」に基づき、3グループ（9館1分館）の指定管理者候補者を選定した結果、二つの事業者に決定した。

(3) 品川区立図書館指定管理者候補者選定委員会構成員

- 教育委員会に関する事項を担当する副区長（委員長）
- 教育委員会教育長（副委員長）
- 教育委員会事務局次長
- 教育委員会事務局庶務課長
- 教育委員会教育総合支援センター長
- 教育委員会事務局品川図書館長

7 選定基準

- (1) 施設の設置目的に従い、区と密接に連携して高い意欲を持った管理運営
- (2) 図書館運営における安心・安全の確保と平等で高いサービスの提供
- (3) 図書館業務の知識・経験および意欲・能力を有する者の配置
- (4) グループおよびグループ内職員の配置
- (5) 個人情報保護等情報セキュリティに関する考え方
- (6) 魅力ある図書館づくりの提案
- (7) 安定した財政基盤

8 指定管理者候補者として選定した理由

- (1) しながわTRC・リディアグループ

全体的に審査委員会の評価が高く、提案内容が具体的であり、堅実な図書館運営が期待できる。また、今後、Cグループの大崎図書館の移転、大崎図書館分館の設置等の大きな変化がある中、長年の図書館運営実績による安定的かつ現実的な図書館運営が期待できる。

(2) 株式会社ヴィアックス

審査委員会の中で評価が突出して高く、地域特性に見合った提案、多くの正規職員による質の高い図書館サービスが期待できる。

9 今後のスケジュール

平成30年第1回区議会定例会の指定管理者の指定議決により、指定通知書を送付し、運営管理に関する協議を行い、協定書を締結する。

以上

第39号議案

指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

平成30年2月21日

品川区長 濱 野 健

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、公の施設の管理を行わせるため、下記のとおり指定管理者を指定する。

記

1 管理を行わせる施設

(1) 名 称 品川区立二葉図書館

所在地 東京都品川区二葉一丁目4番25号

(2) 名 称 品川区立荏原図書館

所在地 東京都品川区中延一丁目9番15号

(3) 名 称 品川区立源氏前図書館

所在地 東京都品川区中延四丁目14番17号

(4) 名 称 品川区立ゆたか図書館

所在地 東京都品川区豊町一丁目17番7号

(5) 名 称 品川区立五反田図書館

所在地 東京都品川区西五反田六丁目5番1号

(6) 名 称 品川区立大崎図書館

所在地 東京都品川区大崎二丁目4番8号

(7) 名 称 品川区立大崎図書館分館

所在地 東京都品川区大崎三丁目 1 2 番 2 2 号

2 指定管理者

名 称 しながわTRC・リディアグループ

代表者 株式会社図書館流通センター

代表取締役 石井 昭

所在地 東京都文京区大塚三丁目 1 番 1 号

3 指定期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日までとする。ただし、品川区立大崎図書館分館の指定期間は、平成31年1月25日から平成35年3月31日までとする。

(説明) 二葉図書館外6施設の指定管理者を指定する必要がある。

第40号議案

指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

平成30年2月21日

品川区長 濱 野 健

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、公の施設の管理を行わせるため、下記のとおり指定管理者を指定する。

記

1 管理を行わせる施設

(1) 名 称 品川区立南大井図書館

所在地 東京都品川区南大井三丁目7番13号

(2) 名 称 品川区立大井図書館

所在地 東京都品川区大井五丁目19番14号

(3) 名 称 品川区立八潮図書館

所在地 東京都品川区八潮五丁目10番27号

2 指定管理者

名 称 株式会社ヴィアックス

代表者 代表取締役 小川 巧次

所在地 東京都中野区弥生町二丁目8番15号

3 指定期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

(説明) 南大井図書館外 2 施設の指定管理者を指定する必要がある。